

「共生の森みらい会議」 設置要綱

(名称)

第1条 この部会は「共生の森みらい会議」（以下「みらい会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 みらい会議は、「堺第7－3区共生の森づくり全体会議」（以下「全体会議」という。）設置要綱第4条の3に定める部会に位置づけ、同要綱第2条に定めのある目的を達成するために必要な具体案等の検討及び意思形成を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 みらい会議は、第2条の目的を達成することに賛同する者で、事務局が適当と認める者をもって構成する。

(会議)

第4条 みらい会議は、全体会議構成員の要請により事務局が召集する。

(事務局)

第5条 みらい会議の事務局は、毎年度初回のみらい会議で、全体会議構成員の中から選出するものとする。

2 事務局の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。

(その他)

第6条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に関して疑義が生じたときは、みらい会議において協議する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。